



以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

次にただいま議題となりました外國人登録法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行の外國人登録法の第十四条によりますと、外國人が登録証明書の交付、引きかえ交付もしくは再交付を申請するとき、または有効期間が満了した証明書の切りかえを申請するときは、それく必要書類に指紋を押捺しなければならない旨規定されておりま

す。この規定の目的は、要するに外國人の日本における違法な居住を証明する唯一かつ最も基本的な文書である登録証明書が、従来しばく偽造、変造される事例が発生いたしましたので、これを防止するための効果的な方法として指紋押捺制度を設けることを意図しているものであります。

しかしながら、登録の申請にあたりまして一般外國人に強制的に指紋を押捺させるということは、わが国の制度としても初めての試みであるため、相当の準備を要し、かたゞ一般外國人に対してもその制度の趣旨を周知徹底させる必要がありましたので、外國人登録法の附則において、これに関する規定の施行につき一年という猶予期間が置かれた次第であります。ところが、その後この指紋押捺制度に関する日韓両国との関係に無用な支障を与え、両国の友好的交渉の障害となすおそれもあるうかと存ぜられます。

かよろくな信頼から判断いたしまして、第十五回国会に、外國人登録法第十四条の規定を施行する猶予期間をさらに一年延期する内容の改正案を提案いたしましたが、たま／＼右改正案が審議中、衆議院が解散されたため、とりあえず参議院の緊急集会において、昭和二十八年三月二十六日法律第二十四号、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律をもつて、右期間を六月一日まで延期したのであります。

この猶予期間を、今回あらためて当初通り外國人登録法施行の日から二年間とするため、この法律案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議のほどをお願い申し上げる次第であります。

○小林委員長 これにて提案理由の説明は終りました。本案に対する質疑は次会に譲ることにいたします。

次会は明二十七日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十一分散会